

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第百五十年件
初利発発期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發号名稱及び記	平債き、平令第行第六十條三十件
金と平年額平す額の振額し成〇面成るの記替を、三・金三。整載法支次十〇額十數又の払の年五百倍は規う算十パ円四の記定。式月丨に月金録にたに十セつ十額はよだよ五ンき六に、るしり日ト百日によ算を支出支払し支期た期	一四額の定以律社條九特五個萬十面振の下へ平債第一法年別年會人向円万金替適「振成株式第律計に利付額機用振替十三年等の關付利付で関を受法」二年法律の振替に關する法律第三號法券へ固定本銀もとのう。三億行のと。二千とし。二千する、の百。そ規。	財務大臣 麻生太郎	月等を次の大にとおり告示する。○個人向
			月八日十六日第十四條第十四項の規定による。個人向

十一  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以  
の 利 子 以

そ が  
銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ° ) 。  
額 画 金 額 ×  $\frac{0.05}{100} \times \left( \frac{1}{2} - \frac{1}{365} \right)$

(一) 式 次 う 一 中 日 平 額 平 成 利 子 を 支 払 う 。 前 六 月 間 に 属 す  
ま ら に こ と と し 、 そ の 買 取 り は 支 払 う 。 前 六 月 間 に 属 す  
ま で 平 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100} + \text{第 二 期 利 子}$   
ま で 平 金 額 - ( 初 期 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100} + \text{第 一 期 利 子}$  )  
ま で 平 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 利 子 に 相 当 す る 金 額  
×  $\frac{79.685}{100} \times 2$

(二)

後 の 場 合  
額 画 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す  
る 金 額 - 利 子 に 相 当 す る 金 額  
×  $\frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す  
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す  
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二十一条の四第一項に規定す  
 るのはで債前者に生に昭ののに十二をはし約規定する特二十一年法律改受する事項に規定す  
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 式次る中あ、当、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年法律改受する事項に規定す  
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す  
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す  
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市のむ害条の者の改受する事項に規定す  
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者四扶正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者四扶正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 た、のす個四債かる百害と又の（）（）村続（）扶正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す

平成三十一年四月十五日前  
までの面金額 + 経過利子に相当する  
金額 - (初期利子に相当する  
金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に  
相当する金額 )

(二)  
平成三十一年四月十五日前の  
場合に相当する金額 + 経過利子に相当する  
金額 - 経過利子に相当する  
金額